

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第八二号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・参議院総務委員会)

国務大臣(麻生太郎君) 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政機関の職員の定員に関する法律、いわゆる総定員法は、各行政機関の職員の定員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨脹を抑制することを目的とするものであります。政府といたしましては、その範囲の中で、真に必要な分野には適切に定員を措置しつつ、全体として定員の抑制に努めてきたところであります。

現行の最高限度は、平成十三年一月の省庁再編に合わせて設定されたものですが、その法律案は、その後の定員削減努力や国立学校の法人化等による定員の大幅な純減を踏まえ、最高限度を引き下げるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

現在五十三万四千八百二十二人とされている総定員法上の最高限度につきまして、省庁再編から平成十六年度までの定員の純減分二十万二千八百三十八人の引下げを行うことにより、新たな最高限度を三十三万一千九百八十四人とすることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成一六年四月二三日)

景山俊太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員の最高限度を三十三万九千九百八十四人としようとするものであります。

委員会におきましては、定員削減の実施状況、行政の減量・効率化の方策、独立行政法人等の運営の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一六年四月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配意し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

一、引き下げられた職員数の最高限度の下で、今日の複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政需要の変化やIT・電子政府の進展等に応じた政府部内

全体の定員配置の適正化に万全を期すること。

二、厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、社会情勢の変化による新たな行政需要に対応し、行政サービスの低下等を来さないようにするため、真に必要な部門には適切に組織及び定員を措置すること。

三、定員配置の適正化を推進するに当たっては、本人の意に反する免職を行わないよう努めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。また、行政需要の変化やIT・電子政府の進展等に職員が的確に対応できるよう、研修、訓練等を適切に実施すること。

四、行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社について役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。

右決議する。

三、衆議院総務委員長報告（平成一六年六月三日）

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

……………（略）……………

次に、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十四日本委員会に付託され、同月二十七日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。去る六月一日両案について質疑を行い、討論、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一日）

政府は、職員の定員管理を行うに当たっては、次の事項について配慮すべきである。

- 一 複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政需要の変化やIT・電子政府の進展等に応じた政府部内全体の定員配置の適正化に万全を期すこと。
- 二 厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、新たな行政需要の変化に対応し、行政サービスを向上させるため、真に必要な部門には適切な組織及び定員を措置すること。
- 三 定員配置の適正化を推進するに当たり、省庁を越える配置転換等の活用が必要な場

合は研修、訓練等を適切に実施することとし、本人の意に反する免職を行わないよう努めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。

四 社会保険料徴収業務等地方でも対応可能な業務については、地方の行政機関に移すことを検討するよう努めること。

五 行政組織及び定員の減量・効率化を進めるためには、同時に公務員制度の充実が必要であることにかんがみ、公務員制度改革においては、公務員の労働基本権の在り方についても職員団体と十分議論するよう努めること。

六 行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社についても役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。